

役員のための財務税務会社法ニュース

マネジメントリポート

今回のテーマ： 決算短信における業績予想開示

1. 概要

上場会社が提出する決算短信には、多くの場合、将来の業績予想が開示されています。この開示は、自社の状況及び将来の経営方針に関して最も正確な情報を有する上場会社自身が業績の見通しを示すことにより、上場会社と情報利用者の情報格差を解消することを意図するものです。

2011年12月28日、東京証券取引所は、決算短信における業績予想開示に関してその実務上の取扱いの見直しを行うことを発表しました。

2. 現状の実務

原則的には、決算短信のサマリー情報において、翌第2四半期連結累計期間と翌年通期を予測対象期間として売上高、段階利益等の金額を開示することとされています。例外的に、各計数を特定数値ではなくレンジ形式で開示すること、通期のみの開示とすること等が認められているほか、業績予想を開示しないことも形式的には認められています。ただし、原則的な開示を行わない場合には取引所への事前相談や理由の開示が求められており、約97%の上場会社が業績予想開示を行っている現状からは、実質的には開示が強制されているかのように受け取られてしまいます。

3. 見直しの必要性

業績予想の開示が強制されていると誤解されてしまうと、合理的な業績予想を有していないにもかかわらず開示がなされ、証券市場をミスリードするおそれがあります。また、開示された業績予想が経営者によるコミットメントであるかのように市場が誤解する場合、開示が経営者に対するプレッシャーとなって不正な財務報告を誘発するリスクをもたらすとの見方もあります。

これらに対応するため、上場会社の実情に応じた多様な将来予測情報の開示を行うことができるよう見直しが検討されました。

4. 具体的な見直しの方向性

① 業績予想を行わない場合又は独自の形式で行う場合の取引所への事前相談要請は、開示が実質的に強制されているものと誤解される可能性があるため廃止。またこれらの場合にのみその理由開示を求めることは、業績予想を開示すること及び一定の形式で開示することが強制されているものと誤解される可能性があるため廃止。

② 柔軟な業績予想開示

開示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各計数について、見込みをレンジ形式で示すことが有り得る ・上場会社により開示すべき項目が異なり得る
開示時期	<ul style="list-style-type: none"> ・決算発表時点で業績予想を有していない上場会社については、業績予想を有した時点で開示することが考えられる
予測対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年より短い期間を対象とすることも考えられる
将来予測情報の提供、補足説明等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・直接的な業績予想の数値以外の将来予測情報の開示 ・業績予想数値の前提とした諸条件についての説明

③ 業績予想が経営者によるコミットメントであると誤解されないよう、その位置づけの周知を図ること。

お見逃しなく！

- 見直し後の実務は、2012年3月期に係る決算短信の開示から適用される予定です。今後、上記の方向性を反映した決算短信様式及び作成要領等が公表される見込みです。
- 経営者が有している経営方針、その背景となる経済・市場認識、経営管理上重視している他の経営指標、設備投資計画や人員計画など、直接的な業績予想の数値以外の将来予測情報を開示することが投資家の判断にとって重要になります。また、業績予想の数値を開示する際には、その試算の前提とした諸条件、根拠、その変動可能性等について説明することも考えられます。